

再返答書

平成26年10月22日

通知人 谷口雅春先生を学ぶ会

被通知人 宗教法人「生長の家」

前略 当職は、通知人を代理して、被通知人に対して、以下のとおり再返答します。

1、被通知人から通知人宛の平成26年9月9日付け貴信（以下「9月9日付け貴信」という。）は同月10日に拝受しました。

しかしながら、通知人から被通知人宛の平成26年5月27日付け「要求拒絶及び嚴重抗議書」に記載の通知人の認識及び判断につき、被通知人に対する嚴重抗議を含めて何ら変更がないことを明確に申し上げます。

なお、9月9日付け貴信には、上記「要求拒絶及び嚴重抗議書」に記載の通知人の返答内容について重大な誤解等が見受けられますので、以下のとおりご指摘申し上げます。

2、9月9日付け貴信の2枚目2行目には「（2）また、貴信においては、生長の家のマークの使用について、何ら反論がなされておらず、生長の家の商標権を侵害することを自認されているものと思料いたします。」との記載があ

りますが、この記載は通知人の上記返答を完全に誤解しているものであり失当であります。通知人が生長の家マークの本件指定役務に係る商標登録申請に言及していないのは、通知人が商標法違反を「自認」しているからではなく、単に本件指定役務に係る商標登録やその内容が不確定であったため言及しなかっただけであります。

そもそも、信教の自由という最も根幹的な基本的人権を明白に侵害する目的で被通知人が行った本件指定役務の商標登録行為自体が明白に違憲かつ無効な行為であると通知人は思料しております。

3、9月9日付け貴信の2枚目10行目から「会場前方に、生長の家のマークと『實相』の書を掲げて、集会を行う」という行為を問題としているものです。本件において貴依頼人は、上記のような掲示を行わなくとも宗教集会を開くことは十分に可能であり、もちろんこのような掲示を使用して長期間集会を行ってきたという歴史もありません。」との記載がありますが、信教の自由において最も根幹的な部分である宗教上の行為に関し儀式行事に対する重大な事実誤認があります。

谷口雅春先生御揮毫の「實相」は、谷口雅春先生の教え



を信奉する者にとって、宗教上最も神聖かつ尊厳な礼拝の対象たる本尊であります。（「實相」の御揮毫は、キリスト教徒における十字架や聖像、仏教徒における安置仏や曼荼羅、イスラム教徒におけるコーランと同じく宗教上最も神聖かつ尊厳な対象であります。通知人の行為は、例えるならば、礼拝の対象である十字架又は本尊である曼荼羅等を商標登録して、当該宗教上の儀式行事を商標法違反として禁圧しようとするに等しく、万一にも、そのような行為がなされるならば、当該宗教の信者にとっては全生命をかけて戦わざるを得ない言語道断の、まさに信教の自由の著しい侵害です。）

谷口雅春先生は、「この宗教の儀式は礼拝、祈り、神想観及び聖經読誦とし、」（生長の家教規第8条）と指導されています。この「礼拝」とは、具体的には、本尊の「實相」に対し奉り、二拝、二拍手、一揖の作法をもって行う儀式であることは、信者周知の事実であります。

従って、「實相」本尊に対する礼拝は、谷口雅春先生の教えを信奉する信者であれば、通知人に所属すると否にかかわらず、「神想観」や「聖經読誦」等の宗教行事に際して必須の宗教儀式・宗教行事であります。

このため、谷口雅春先生の教えを信奉する信者は、その自宅等に「實相」の書を掲げて、「早朝神想観の集い」や「先祖供養祭」等をそれぞれ自主的に行っていることも信者周知の事実であります。これらの宗教上の儀式・行事は各信者が主催するものであり、通知人が主催するものではありません。仮に、これらの宗教行為について、通知人が、商標法を根拠として、特定の者に限り「實相」本尊に対する礼拝行為やその他の宗教行事・儀式等を同法の定める国家の刑罰権による威嚇をもって禁止しようとするならば、これは明白な信教の自由の侵害であります。

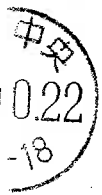
「實相」を掲げなくても宗教集会を行える旨の貴信の上記記載は、谷口雅春先生の教えを信奉する宗教活動の実際に対する通知人代理人による無知によるものと言わざるを得ません。

なお、通知人は、設立以来、宗教上の儀式や行事（伊勢愛国練成会等）において、使用会場の許諾を得て、谷口雅春先生御揮毫の「實相」並びに日章旗及び聖旗を掲げることについて既に長い実績の歴史を有しておりますが、それは、純粹に上記した宗教上の理由に基づくものであり、被通知人主催の行事であるとの誤認、混同を生じせしめるた

めの目的では全くないことを申し添えます。

4、9月9日付け貴信の2枚目において、被通知人は、最高裁判所判例（最高裁平成17年（受）第575号名称使用差止等請求事件、民集60巻1号137頁）について「本件とは明らかに事案が異なります。」と記載していますが、論点のすり替えであり、全く失当であります。

上記判例においては、最高裁は「これを宗教法人の活動についてみるに、宗教儀礼の執行や教義の普及伝道等の本来的な活動に関しては、（中略）不正競争防止法の対象とする競争秩序の維持を観念することはできないものであるから、取引社会における事業活動と評価することはできず、同法の対象外であると解するのが相当である。」と明確に判示しています。被通知人は、宗教儀礼の執行や教義の普及伝道等の本来的な活動に関しては、不正競争防止法の対象外であるとする上記判示を完全に無視しています。同判示に照らし、被通知人の主張は完全に誤りであります。また、不正競争防止法と同様に知的財産法である商標法の指定役務に係る商標登録についても同様の判断が当てはまると通知人は解しております。



以上の次第で、被通知人の主張はことごとく失当であります。また、通知人は、その主催する宗教上の儀式行事を被通知人が主催する儀式行事であるとの誤認、混同を生じさせる意図は全くありませんし、今後も同様であることはお約束いたします。

従いまして、通知人は、被通知人のお申し越しに応じる必要はないと思料いたします。

早々

〒100-0006 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号 第一生命館内

山近・矢作法律事務所

通知人 谷口雅春先生を学ぶ会

代理人 弁護士内田 智

電話 03-3216-3822

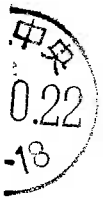
ファックス 03-3215-5400

〒100-8355 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
新東京ビル6階

中村合同特許法律事務所

被通知人 宗教法人「生長の家」

代理人 弁護士田中 美登里 先生



同 弁護士田中 伸一郎 先生

同 弁護士相良 由里子 先生

同 弁護士外村 玲子 先生

東京
12-18

この郵便物は 平成 26. 年 10. 月 22 日
第 05692 号書留内容証明郵便物として
差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社

東京中央
26.10.22
12-18

東京
12-18

郵便認証司
平成26年10月22日

東京
12-18